**「愛知県最低生計費の推計」：利用上の注意**

１．「愛知県最低生計費の推計（2022年10月～）」は、『2015年愛知県最低生計費試算調査結果報告書』の世帯モデル（若年単身世帯、30代・40代・50代の夫婦と未婚子２人世帯）と消費の仕方をもとに算定したものである。つまり、世帯の構成や働き方、そして、消費生活や行政の支援制度（社会保障＝現物給付や現金給付）が、2015年当時と現在とで変わっていないものと仮定している。

しかし、2015年当時と比べて、現在では、専業主婦の減少やパートでも社会保険に加入するなど妻の働き方に変化があるだろうし、消費生活では、とくにコロナ禍の影響で、回復傾向にあるとはいえ、外食や旅行などが減少し、保健・衛生関連費用やネットなど通信関連費用が増加していると思われる。また、行政の支援制度の変化もある。たとえば、名古屋市では、子どもの医療費助成（医療費の窓口負担無料＝現物給付）は、2015年当時の「15歳まで」から2022年に「18歳まで」拡大された。今回の最低生計費の推計では、これらの変化は考慮されていない。

２．労働者の生活は、賃金と社会保障（現物給付と現金給付）でまかなわれる。夫婦と未婚子２人の４人世帯モデルに関わる社会保障制度としては、たとえば、上記の子どもの医療費助成（窓口負担無料）が現物給付の典型例である。現金給付の典型例としては、児童手当がある。児童手当は、３歳～中学生までの子ども一人当たり月額１万円が支給される。30代と40代の４人世帯モデルでは、子どもは２人だから、月額で２万円、年額24万円の児童手当分の生計費は、賃金ではなく社会保障（現金給付）でまかなわれていることになる。また、文部科学省の高等学校等就学支援金（国公立は授業料相当額、私立は年額39万6,000円が上限）も現金給付の一つであるが、『2015年愛知県最低生計費試算調査結果報告書』の世帯モデルでは、高校授業料は無料とされているので、最低生計費に含まれていない。

（文責：浅生卯一）